

国民年金からのお知らせ

出産前後の国民年金保険料が免除になります

平成31年4月から出産前後期間の国民年金保険料が免除される制度が始まりました。

平成31年2月1日以降に出産をした方が対象となり、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。

届出は、出産予定日の6か月前からできますので、お早めの届出をお願いします。

届出の用紙は、日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）から印刷をするか、役場税務住民課の窓口または年金事務所に備え付けてあります。

国民年金保険料は口座振替がお得です！

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6か月前納」、「1年前納」、「2年前納」もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

納付書での支払なら Pay-easy（ペイジー）が便利です！

Pay-easy（ペイジー）なら、自宅や外出先から、夜間や休日でも納付ができ、便利です。

納付書の左側に記載されている「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」を Pay-easy（ペイジー）対応のＡＴＭ、インターネットバンキングまたはモバイルバンキングの画面に入力するだけで納付できます。

ただし、コンビニエンスストア内に設置されている複数の銀行に対応しているＡＴＭでは利用できませんのでご注意ください。

【問合せ先】東通村税務住民課 住民Ｇ（☎27-2111）、むつ年金事務所（☎22-4947）

令和元年10月1日から『年金生活者支援給付金制度』がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■対象となる方

■高齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ✓65歳以上である
- ✓世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります。

- ✓前年の所得額が約462万円以下である

■請求手続き

① 平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次発送されています。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し、お早めに提出してください。

② 平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

✓日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

⇒ 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）